|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 建築部居住企画課 | 小口支払基金におけるレンタカーの借上げ契約について、予定金額（17,600円）が10,000円を超えているにもかかわらず、比較見積書を徴取していなかった。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 契約内容 | 予定金額 | 使用金額 |
| レンタカー　１台 | 17,600円 | 15,728円 |

 | 検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。

|  |
| --- |
| 【小口支払基金の管理に関する規則の運用】第３条関係４　規則第３条に該当する経費のうち需用費、役務費、使用料及び賃借料、原材料費、扶助費に該当する経費について、価額が適正と認められる１件の代金が１万円を超えるものは、原則として２人以上の者から見積書を徴さなければならない。　　　この場合、電話、ファックス、電子メール及びウェブページ等により価額の見積りを取り、その状況を記録しておくことにより見積書の徴取に代えることができる。 |

 | 検出事項については、当該借上げ契約の締結時、ウェブサイトで２者の価格を比較し、安価な金額を提示していた者と契約したが、契約した者の見積りの状況を記録していなかったことが原因である。再発防止に向けては、小口支払基金の支出を担当する職員に対し、ルールの再確認を行うとともに、会計事務研修の実施や所属内職員に向けた注意喚起を行うなどの措置を講じた。今後は、規則等に基づいた適正な事務処理を行っていく。 |

経費支出手続の不備

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和４年６月３日から同月28日まで）